

「二つの司法判断」

2021年03月08日

近代国家は行政、立法、司法の三権がそれぞれの役割を正当に機能させる構造の中で成立するものとしてきた。日本ももちろん、三権分立の制度の下、国民の人権と生存が守られる国政である。司法は国民の基本的な人権と生存権を守るという役割を持ち、立法・行政をチェックする立場にある。ところが最近、司法はチェック機能を果たさず、立法・行政に追従し、裁量権を幅広く認める判決を下すことが多い。

裁判所が出す判決は決定的な意味合いを持つので、関心ある事案については注視している。私は5つの裁判の原告に加わってきた。しかし、敗北が続いている。「バンザイ訴訟」、「原発メーカー訴訟」は最高裁まで行き、敗訴した。「イラク派遣違憲訴訟」は名古屋高裁で、国家賠償は認められず却下され、形の上では敗訴した。しかし、裁判長から「イラク派遣は憲法違反」という文言を得た。国は勝訴したので上訴できず、「イラク派遣は憲法違反」という判決は生きたので、実質勝訴という気分ではある。「福島原発刑事訴訟」は東京高裁で審議中、「安保法制違憲訴訟」は横浜地裁で闘っている最中である。この二つの裁判も、勝訴は困難ではないかと悲観的になってしまう。司法が、原発訴訟で見られるように、国民の側でなく、行政の側につく判決が多いからである。

ところが、二つの司法判断に勇気を得た。一つは、大阪府の生活保護利用者ら42人が生活保護減額処分の取り消しを求めた訴訟（いのちのとりで裁判）を起こした件である。大阪地裁（森鍵一裁判長）は2月22日、裁量権の逸脱による違法を認定し、生活保護減額処分を取り消す判決を言い渡した。生活保護を受けている人々は「生活保護基準引き下げ」を実行され、「食事の回数を減らした」、「友だち付き合いができない」と言う。更に、彼らへのバッシングが起こり、監視が呼びかけられ、「外に出られない」、「死ねと言われている気がする」という悲鳴もあり、命を絶った人もいるという。憲法24条は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳っている。憲法で保障された権利なのに、肩身の狭い思いをしている人々に更に辛い思いをさせることはない。大阪地裁は司法の役割を取り戻した判決を下し、同種の訴訟を闘っている人々に、励ましと勇気を与えた。

もう一つは、学校の卒業式で、「君が代」斉唱時に起立しなかったことを、職務命令違反として処分されたことに対し、処分取り消しを求めた裁判である。これは、長い裁判になり、原告たちの忍耐強さに敬意を払いたい。特別支援学校の教師であった根津公子氏と河原純子氏は、起立しなかったと東京都教育委員会から停職6ヶ月の懲戒処分を受けていた。この裁判で、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は2月17日、裁判官全員一致で、処分の取り消しの判断を下した。判決を聞いた根津氏は「夢かと思った」と、彼女自身が期待していなかった判決を聞いた。また「自分にウソについては、生徒の前に立てません」とも語っている。司法は、彼女の信念を聞く耳を持っていたのである。

「日の丸」を掲揚し、「君が代」を斉唱することが、愛国心を涵養するなどとは考えられない。「君が代」の「君」は「あなた」という解釈もあるらしいが、「天皇」を指していたことは確かである。主権在民の新憲法の時代において、天皇の世を寿ぐなどは、教育の放棄である。また、「日の丸」、「君が代」はアジア太平洋戦争において、侵略の旗印であった。歴史を顧みて、承服できないと認識する人は多いはずである。最高裁に自分の思想、信条を聞き入れられた二人の喜びは、いかほどであろうか。裁判も世論の動向に大きく左右される。司法が、国民の人権尊重に向くように、見守っていく必要がある。